

タイにおける税務の基礎知識 第17回

今回は移転価格税制の概要についてご説明いたします。「移転価格」という言葉は、よく聞く言葉だと思いますが、具体的にどのようなことなのか、基本事項を理解するうえでの参考になれば幸いです。

項 目	解 説
- 移転価格とは何か？	税法における移転価格とは、多国籍化する企業集団が親子会社、関係会社間において取引を行う際における、物、サービス等の取引の価格を言います。税法上は、これらの取引については、独立企業間価格により行われるべきであるとされています。
- なぜ移転価格が問題となるのか？	グローバル化した企業集団においては、日本以外の国に所在する子会社、関係会社との取引を行う際に、その移転価格の設定次第では、企業集団内での利益移転が行われることとなります。日本の法人税率は、世界の中でも非常に高い率に設定されていることから、日本よりも法人税率の低い国に子会社等を設置しそこに利益を移転させることで、日本の法人税の負担を減少させることができてしまいます。しかしながら、この移転価格を一般に公正な価格(独立企業間価格)から逸脱した水準に設定されてしまうと、不当に日本の法人税を回避(租税回避行為)することとなり、さらには日本の税収を減少させる結果となります。このような租税回避行為を是正する制度として、移転価格税制というものが設けられております。
- 移転価格税制の運用について	具体的に移転価格税制の運用はどのようになされているのかというと、現在では、①税務調査による対応、②事前確認制度による対応の、大きく二つの方法がとられています。①の税務調査による対応というのは、文字通り税務調査により移転価格を調査し、不当な移転価格で関連会社間の取引がおこなわれている場合には、その是正措置が取られます。②の事前確認制度というのは、多国籍企業における関連会社間取引に係る移転価格について、国税当局に対して移転価格の算定方式等について事前に確認をとり、その算定方法等に基づいて移転価格を設定することにより、将来の調査によるリスクを排除しようとする制度です。事前確認制度においては、日本と相手国との2国間協議で行われるのが一般的です。
- 移転価格税制に対する対応	移転価格税制による調査が実施されたとしても、通常の法人税の調査と異なり、非常に長い時間と膨大な資料の分析に基づいて独立企業間価格が算定されるため、直ちに是正が行われるような調査とは異なります。したがって現状においては、自社の関連会社間取引の内容を整理し、それぞれどのように移転価格が算定され、独立企業間価格と比較した場合に乖離があるのかどうかを把握しなければなりません。
- 中小企業と移転価格税制について	一般的に移転価格の調査は、世界的な規模で展開している大企業をメインに実施されているのが現状です。しかしながら中小企業においても決して他人事ではありません。移転価格税制といった大掛かりな問題に発展しないまでも、日本の本社との取引価格、その他関連会社との取引価格が適正水準であるかどうかといった調査は、通常の税務調査の範囲内でも行われます。そこで説明のつかない取引については、寄附金と認定され、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されないことも起こりえます。また、日本・タイ間の場合の問題点として、日本側の調査でタイが負担すべき費用であるというような更正が行われた場合、タイにおいては費用が増加することとなりますが、既納付の税金の還付を受けることがタイにおいては非常に難しいという点にあります。したがって親会社や関連会社との取引が多い企業においては、関係会社間の取引価格について、全社的な検証をしておくのが賢明です。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。